

「社会福祉の普遍化」への新地平： 平和・福祉国家としての日本再生のために

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学人間科学研究所 公開日: 2017-03-28 キーワード: 平和国家, 福祉国家, 社会保障, 社会福祉, コミュニティ, 地域福祉, ソーシャルガバナンス, 福祉世界 作成者: 川村, 匡由 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/403

「社会福祉の普遍化」への新地平

～平和・福祉国家としての日本再生のために～

New Horizon of Social Welfare Universalization and for Japan Playing as Peace and Welfare State

川村 匡 由*

KAWAMURA, Masayoshi

抄録

21世紀の人口減少高齢社会を見据え、平和・福祉国家としての日本を再生すべく、「社会福祉の普遍化」を図るためには社会福祉こそ社会保障の上位概念に見直し、国民協治によるソーシャルガバナンスにより、集権型行財政システムから分権型行財政システムに転換し、公助をベースに共助、互助、自助からなるベストミックスとすることが重要である。このため、論者はこれまで約30年にわたる研究生活のなかで、著作や学会、各種委員会、さらには地域におけるさまざまな活動を通じ、その研究実践に努めてきたが、まだまだ道半ばである。

そこで、ナポレオン戦争後の1815年のウィーン会議で「永世中立国」となり、以来、専守防衛と人道援助に徹しているスイスはもとより、隣国のオーストリアにも足を伸ばし、核武装なき平和外交をどのように推進し、かつ持続可能な平和・福祉国家としての日本再生のため、「社会福祉の普遍化」をどのように図っていくべきか、研究実践をさらに進めていきたい。

キーワード：平和国家、福祉国家、社会保障、社会福祉、コミュニティ、地域福祉、
ソーシャルガバナンス、福祉世界

1. 問題の所在および研究の目的

歳月が流れるのは早いもので、論者が社会福祉の研究・教育の道に入ってから今年で丸30年になる。また、本学との関係では1998（平成10）年、首都圏の某私立大学から転任して今年でかれこれ18年経ったが、この間、社会保障をベースに高齢者福祉と地域福祉を見据え、取り組んできた研究のテーマは「社会福祉の普遍化」だった。今、なぜ、「社会福祉の普遍化」なのか。

周知のように、日本は戦後の混乱期を経て高度経済成長を遂げ、国民生活が飛躍的に向上し、欧米の先進国の仲間入りをした。また、国のエネルギー政策は石炭から石油、さら

* 人間科学研究所研究員／人間科学部社会福祉学科教授

にこれに原子力が加わり、東京や名古屋、大阪などの大都市圏はインフラが整備されたが、産業・就業構造は農林水産業から重化学工業、石油化学工業、さらにはIT（情報通信）産業へと変容し、人口の集中に伴う過密化や住宅事情の悪化、交通事故の多発、排気ガスや大気汚染などの公害によって生活環境が悪化する一方、新旧の住民が混在し、コミュニティの機能が立ち行かなくなってきた。

一方、地方は農林水産業、とりわけ、コメの生産調整（減反政策）によって農業が衰退したほか、過疎化に伴う小・中学校の統廃合や鉄道、バス路線の廃止、また、市町村合併¹によって高齢化が深刻化し、昔ながらのコミュニティの機能が不全となり、「限界集落」²が急増している。また、GHQ（連合軍総司令部）の占領政策やアメリカ政府による極東アジアの平和の名のもと、世界唯一の被爆国でありながら米軍基地の駐留や核武装を隠れ蓑とした原子力発電所の建設、および宇宙開発費の拠出を強いられる半面³、年金や医療、介護が不十分なうえ、貧困者や低所得者が急増し、所得格差は広がるばかりである。

さらに、近年、名古屋や大阪などの大企業が相次いで東京に本社の機能を移し、東京一極集中に拍車をかけており、1980年代から本格化した地方分権化の論議も有名無実化し、明治維新以来の集権型行財政システムはより強固なものとなっている。おかげで国のエネルギー政策やリゾート開発に翻弄され、2007（平成19）年、総額約370億円の債務を抱えて財政破綻した北海道夕張市⁴、あるいは2011（平成23）年、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）、とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地の住民は“棄民”同然の厳しい生活を強いられている。

また、その他の地方でも「平成の大合併」によって行政サービスが縮減されているうえ⁵、長引く不況に伴って地域経済が疲弊しており、“シャッター通り”と化した商店街が続出している。このため、コンパクトシティ構想⁶や自治体消滅可能性論⁷、東京圏高齢者の地方移住論⁸が提起されるなど、「弱小の市町村はなくしてしまえ」といわんばかりの発言が政財界から相次いでいる。

しかし、このような閉塞な状態にあるときだからこそ本来の機能が発揮されるべき制度

- 1 市町村合併は過去、明治、昭和、平成の計三回実施され、幕末に約1万7000あった自然村（藩政村）は2015（平成27）年3月現在、約1700の市町村に縮減された。詳細は拙編著『市町村合併と地域福祉』ミネルヴァ書房、2007年を参照。
- 2 農村社会学者の大野晃が1991（平成3）年、集落の高齢化率が50%を超えると農業や日常生活における共同体の機能が限界に達し、消滅のおそれがあると警告した概念である。
- 3 松田武『対米依存の期限』岩波書店、2015年、池上雅子「再考 核と人類（1）原爆投下政策決定再検証」『世界』No.872、岩波書店、2015年8月号などによると、沖縄への米軍基地の駐留や広島、長崎への原子爆弾の投下は天皇制の護持によって国民を統治する一方、対ソ連を意識したアメリカ政府の防共政策だった。また、原発や宇宙開発は軍事利用に転用できるもので、こちらもアメリカ政府の強要に対し、日本政府が従属する構造にもとづいている。
- 4 拙編著『地域福祉の原点を探る』ミネルヴァ書房、2008年。
- 5 前出『市町村合併と地域福祉』。
- 6 地方都市のインフラを整備し、周辺の町村をひとまとめにする都市政策。青森、富山両市がモデルとされている。
- 7 今後、人口減少高齢社会に伴い、2040（平成52）年、896の市町村が消滅の可能性があると日本創生会議が提起した仮説である。
- 8 こちらも日本創生会議が提起した仮説で、今後、10年以内に東京圏の後期高齢者が約175万人に増加するものの、介護施設は約13万人の入所待機者と予想されるため、富山、鹿児島両市など施設に余裕のある地方に移住させる必要がある、としている。

が社会保障だが、東日本大震災および福島原発事故の処理など被災地の復興や被災者への損害賠償が遅々としているなか、第二次安倍政権は国土強靱化による復興事業の必要性を強調し、小泉政権当時、一時、抑制されていた公共事業を相次いで復活させている。その象徴が2020（平成32）年の東京五輪の開催に伴う東京・代々木の国立競技場の改築などの一連の建設工事である。

ところが、肝心の国家財政は瀕死^{ひんし}の状態^{ひんし}で、国および地方の債務残高は2015（平成27）年3月現在、総額約1009兆円と対GDP（国内総生産）比で250%に達し、ギリシャ危機にまさるとも劣らないにもかかわらず、財界の要望を受け、法人税を減税する一方、復興財源の一部を所得税は2013～2037（平成25～49）年度まで、住民税は2014～2023（平成26～35）年度まで上乘せしている。また、社会保障費の削減や相続税の基礎控除額の引き下げ、消費税の増税によって国民にそのツケを回している。

それだけではない。福島原発事故後、早4年経っているものの、使用済みの核燃料棒や放射能の汚染水の処理ができていない。また、被災者に対する損害賠償も不十分など、いまだに収束のメドが立っていないうえ、県外に避難している被災者は約10万人に達しているにもかかわらず、原発の再稼働や海外への輸出、さらには憲法解釈による集団的自衛権の行使容認、また、後方支援の名のもと、日本の存立危機事態に無関係の地域にまで自衛隊を派遣し、米軍との一体的な武力行使を認める安全保障関連法案について、憲法“改正”の是非を国民投票で問わず、2015（平成27）年9月、強行採決した。さらに、沖縄県の米軍普天間飛行場の辺野古への移設やTPP（環太平洋経済連携協定）の交渉への参加に向けた大筋合意など、対米従属および官僚主導、財界の利益誘導型政治のため、国会軽視、国民無視の横暴をきわめている⁹。

しかも、GDPが世界第3位であるのに反し、国民生活の水準は相変わらず同第23位という体たらくのなかである¹⁰。そのギャップは何か。また、その背景には何があるのか。

一言でいえば、それは戦後70年、対米従属で、かつ大企業や業界団体から毎年、巨額の政治献金を受けている自民党の事実上の一党独裁であり、かつ大企業や関係団体への天下りに終始する官僚による政治の私物化である。それはとりもなおさず、政治の墮落を恥とも思わない世襲議員を国会に送り出している多くの国民の責任でもあるが、このような硬直化した国民無視の対米従属、政官財の癒着による利権政治が許されてよいわけはなく、それは社会保障および社会福祉の危機でもある。

そこで、このような問題の所在を踏まえ、平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」のため、その理論を究め、実践することが本研究の目的である。

なお、「社会福祉の普遍化」とは社会福祉の理論や方法、サービスが高齢者や障害者、児童、貧困者、低所得者など福祉サービスの対象者に限定せず、その家族はもとより、福祉サービスを提供するソーシャルワーカーなど、広く国民の間にその必要性が自覚され、公助、共助、互助、自助¹¹のベストミックスによって社会的に包摂されることである。こ

9 弁護士グループは、国政選挙における一票の格差について、最高裁は違憲状態とはいうものの、選挙自体は有効との判断を示していることに対し、このような選挙で選出された第二次安倍政権が集団的自衛権の行使容認などを閣議決定し、安全保障関連法案を国会に提出すること自体、無効との意見広告を2015（平成27）年7月28日付「朝日新聞」に出した。

10 アイルランド「インターナショナルリビング」の「生活の質に関する国別ランキング（Quality of Life Index）」によると、2014年現在、日本は世界第23位となっている。

れがデンマークの社会運動家で行政官だったニルス・エリク・バンクーミケルセン (Niels Erik Bank-Mikkelsen)が提唱したノーマライゼーション¹²であり、ソーシャルインクルージョンとしての実践である。

したがって、戦後70年経った今、社会福祉は従来の社会福祉六法¹³にもとづき、高齢者、障害者、児童など対象者ごとに福祉サービスを提供する枠組みを超え、社会保障をしのぐ広義の概念へと広がっているだけに、21世紀の本格的な人口減少高齢社会を見据えれば社会福祉は社会保障の上位概念というべきだが、これについては後述したい。

2. 仮説および研究の方法

小論では、このような問題の所在および研究の目的のもと、次のような仮説を設定した。

まず、国民の福祉ニーズについて、日本国憲法第25条第1項に定める国民の生存権の保障¹⁴に関わるものを基礎的ニーズとし、これを補完するニーズを付加的ニーズとした。そのうえで、基礎的ニーズに応じたサービスの提供主体をナショナルミニマムについては国レベル、ローカルミニマムについては都道府県レベル、コミュニティミニマムについては市町村レベルとし、いずれも公とした。

これに対し、付加的ニーズに対応するナショナルオプティマム、ローカルオプティマム、コミュニティオプティマムおよびナショナルマキシマム、ローカルマキシマム、コミュニティマキシマムは私とし、社会福祉協議会、NPO法人(特定非営利活動法人)、ボランティア、企業など民間事業者とした。この結果、福祉ニーズは基礎的ニーズから付加的ニーズへとレベルアップするにつれ、充足から充実へと図られる。また、国レベルから都道府県レベル、さらには市町村レベルへと向かうにつれ、集権型行財政システムから分権型行財政システムへと転換し、国中心から地方中心へと移行し、地方分権が実現することになる(別図1)。

一方、福祉サービスの提供主体と公助、共助、互助、自助の関係については公共部門による行政サービスを第一セクター、社協やNPO法人、企業など民間事業者による民間営利サービスを第二セクター、公共部門と企業など民間事業者による官民連携サービスを第三セクター、社協やNPO法人、ボランティアなどによる民間非営利サービスを第四セクター、行政部門と社協やNPO法人、ボランティアなどによる民間非営利サービスを第五セクター、これらの官民一体によるサービスを連合セクターの六つの方式に整理した。このため、2003(平成15)年9月施行の地方自治法の一部改正により、公の施設、たとえ

11 公助とは政府および地方自治体による社会福祉政策で、日本国憲法第25条第1項に定める国民の生存権が保障されるナショナルミニマムに関わる。これに対し、共助は国内、海外の市民有志によるボランティア活動、また、互助は福祉サービスの対象者の周辺の住民によるボランティア活動である。一方、自助とは本人や家族が自立し、セルフヘルプする状態を指すが、中曽根政権以来、新自由主義にもとづき、国民に自助と連帯を押しつけ、福祉サービスの事業の民営化や地域福祉の推進を啓発している。これが社会保障構造改革および社会福祉基礎構造改革で、大学などでの講義や実習、卒業研究の指導の際、この点を十分認識したうえで教授することが必要である。

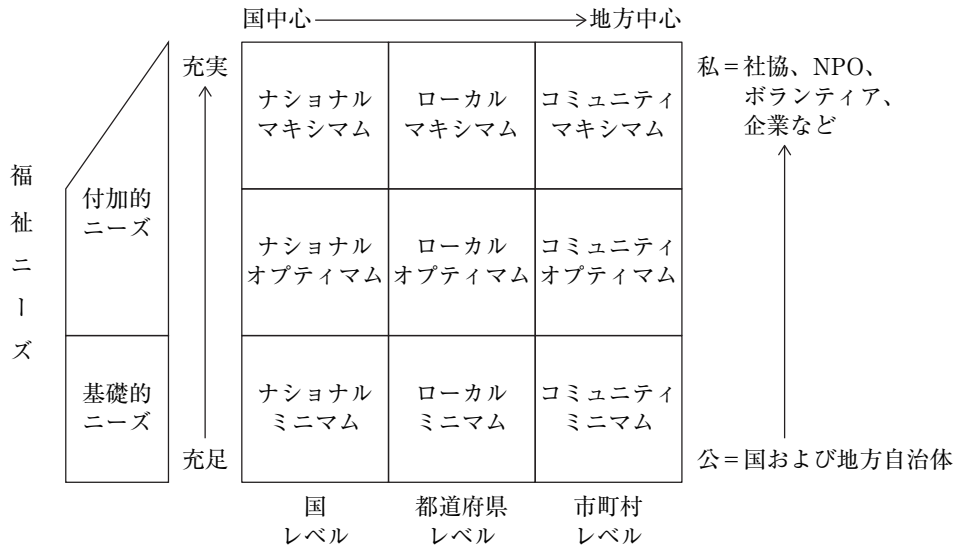
12 花村春樹『「ノーマライゼーションの父—その生涯と思想」』ミネルヴァ書房、1998年。

13 生活保護法・児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の総称。

14 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

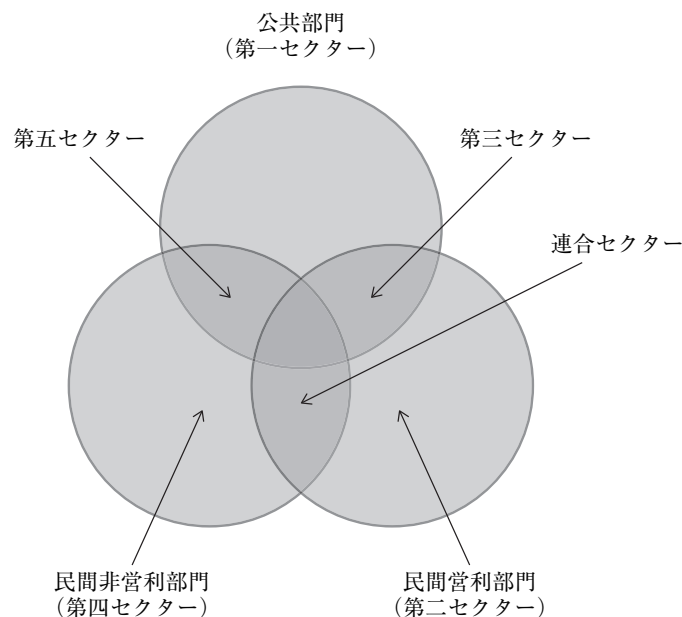
ば公立の特別養護老人ホームや障害者支援施設、児童養護施設、保育所などの社会福祉施設をはじめ、スポーツ施設や都市公園、文化施設などの管理が従来の管理委託から指定管理者制度¹⁵による公の施設の社協やNPO法人、企業など民間事業者への指定管理は第五セクターとなる（別図2）。

別図1 国民の福祉ニーズとナショナルミニマム等との関係



出典：拙著『新しい高齢者福祉』ミネルヴァ書房、200頁、1996年、拙著『社会福祉普遍化への視座』ミネルヴァ書房、20頁、2004年、拙著『地域福祉計画論序説』中央法規出版、44頁、1993年、拙著『地域福祉とソーシャルガバナンス』中央法規出版、18頁、2007年、拙編著『地域福祉の理論と方法』久美出版、5頁、2009年を修正。

別図2 福祉のパラダイム



出典：前出『新しい高齢者福祉』200頁、前出『社会福祉普遍化への視座』4頁、前出『地域福祉とソーシャルガバナンス』100頁、前出『地域福祉の理論と方法』87頁を修正。

そのうえで、このような福祉ニーズに対し、国民が自立と連帯により、従来のソーシャルガバナメント、すなわち、国家統治およびお任せ民主主義の福祉国家からソーシャルガバナンス¹⁶、すなわち、国民協治および参加型民主主義の市民福祉社会¹⁷に転換させ、平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」を図ることを仮説とした

そして、これに関する先行研究や実践を検証するほか、論者がこれまで取り組んできた研究の成果や学会での活動、宅老所¹⁸や地域サロン、研究所¹⁹などの活動も紹介する方法を採った。

3. 研究の結果

(1) 平和・福祉国家のための基軸

これまでの研究の結果のまず第一は、平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」のための研究の視座として、平和の希求と人権の尊重という基軸に立つべきである。

そこで、論者は1998（平成10）年、全21巻からなる拙編著『シリーズ・21世紀の社会福祉』の第1巻として『社会保障論』を上梓した「刊行のことば」のなかで、次のように述べた。

「20世紀——それはまさに“戦争と平和の時代”であった。事実、国際社会は世界大戦を教訓に、非核・軍縮へと志向、近年は『世界連邦』をめざすまで論議が高まりつつある。そこで、改めて思い知らされるのは人権擁護と平和の希求の大切さである」

そして、社会保障および社会福祉との関係について次のように言及した。

「とりわけ、社会保障・社会福祉にあっては、ノーマライゼーションの理念を基調に、だれでも人間らしい文化的な生活が保障されるよう、“戦争と平和の時代”から“平和と福祉の時代”へとさらに発展させることが課題となっている」

15 小泉政権下の2003（平成15）年、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治体などが運営している公の施設の管理・運営を社会福祉法人や財団法人、NPO法人、市民グループ、企業などに指定管理する制度で、利用時間の延長などサービスや利用者の利便性の向上、運営費の削減などが期待できるが、自治体の幹部職員の天下り先の外郭団体などへの指定管理もみられ、行財政改革の隠れ蓑になっているところもある。

16 前出『地域福祉とソーシャルガバナンス』。

17 政府や地方自治体の公助の責任を国民の自助や互助、共助に転嫁し、国民の自助努力と地域福祉の推進を強調する「日本型福祉社会論」と区別し、かつ国民協治による平和・福祉国家としての日本再生をすべく、当面の目標として、自主的、自発的な国民の市民活動による福祉的な市民社会を意味する。なお、この場合の福祉社会の意図やその背景については後述する。

18 自宅の全部、または一部を地域に開放し、高齢者の生きがいや介護などのサービスを提供する小地域福祉活動の拠点である。

19 地域サロンおよび研究所とも論者のマンションの自室の一室を地域に開放し、前者は毎週土・日曜日、年金、医療、介護などのミニ講座、後者は首都圏の研究者に呼びかけ、社会保障や社会福祉に関する調査・研究を実施している非営利任意団体である。詳細は拙著『団塊世代の地域デビュー』みらい、2012年を参照。

このシリーズは2013（平成25）年に上梓した『⑰観光福祉論』までの17年間に延べ約270人の研究者や実務者、福祉サービスの事業者および利用者らの協力を得て、全21巻が完結した。また、2004（平成16）年、その序説として前出『社会福祉普遍化への視座』を刊行して世に問うたが、この一連の研究の視座は今なお変わっていないばかりか、ますます確信を強めている。

ちなみに、この平和の希求と人権の擁護、言い換えれば、尊重について日本国憲法では次のような前文を掲げている。

「(中略) 日本国民は、恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」

そこで、これを受け、日本国憲法第1条で国民主権²⁰、第9条で平和主義²¹、第11条で国民の基本的人権の尊重²²という日本国憲法の三原則をより具体的に定めることになった。それだけに、第二次安倍政権が日本国憲法第96条にもとづき、その改正に必要な手続きを定めた「日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）」による国民投票を実施せず、“一強他弱”の衆参両議院の議席数を背景に閣議決定だけで日本国憲法を解釈変更し、集団的自衛権の行使容認、あるいは日本の存立危機事態に関係のない地球の裏側にまで自衛隊を派遣し、米軍を後方支援することなど違憲であることは明白である²³。

しかも、このような平和の希求と人権の尊重という基軸は1944年から1973年にかけて、計3回改正されている「国際連合憲章（Charter of The United Nations）」のなかでも次のように明確に述べているのである。

「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳および価値と男女、さらには大小各国の同権に関する信念を改めて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重を維持することができる条件を確立し、一層大きな自由のなかで社会的進歩と生活水準の向上を促進すること、ならびにそのために寛容を実行し、かつ善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和および安全を維持するため、われらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原

20 「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意にもとづく。」

21 第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。」
第2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」

22 「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。」

23 安全保障関連法案に反対する学者の会 <http://anti-security-related-bill.jp/>、「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会 <http://chn.ge/1bNX7Hb/>

則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的および社会的発達を促進するため、国際機構を用いることを決意し、これらの目的を達成するため、われらの努力を結集することに決定した。

したがって、ここにわれらの各自の政府はサンフランシスコ市に会合し、全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた代表者を通じ、この『国際連合憲章』に同意したため、ここに国際連合という国際機関を設ける」

また、世界各国は第二次世界大戦（アジア太平洋戦争）の反省を踏まえ、1948年、第3回国連総会において「世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）」を採択した。引用が少々長くなるが、次のように述べている。

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で守ることのできない権利を承認することは世界における自由、正義および平和の基礎である。このため、人権の無視や軽侮が人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論や信仰の自由が受けられ、恐怖や欠乏のない世界の到来が一般の人々の最高の願望として宣言された。

したがって、人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするには法の支配によって人権を擁護することが重要であるため、諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要である。また、国際連合の諸国民は『国際連合憲章』において基本的人権、人間の尊厳および価値ならびに男女の同権についての信念を再確認し、かつ一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したため、加盟国は国際連合と協力し、人権および基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約した。このため、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要である。

よって、ここに国際連合総会は社会の各個人および各機関がこの「世界人権宣言」を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にもこれらの権利と自由との尊重を指導および教育によって促進すること、ならびにそれらの普遍的、かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する²⁴」

このようにみても、平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」を図るため、日本国憲法、「世界人権宣言」および「国際連合憲章」にもとづき、平和の希求と人権の尊重を基軸とすべきであることが改めて理解できる。これを受け、国連が1950年の第5回総会で毎年12月10日を「人権デー」とし、世界各国で記念行事を行うことが決議されたことは当然の成り行きである。

(2) 先行研究および研究実践の検証

第二は、この平和の希求と人権の尊重という基軸を踏まえ、平和・福祉国家としての日

24 「国際連合憲章（Charter of The United Nations）」および「世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）」とも日本政府の外務省による邦訳を論者がよりわかりやすく修正したもので、公式の訳文ではない。

本再生をすべく、研究テーマとした先行研究や研究実践を検証したが、残念ながら「社会福祉の普遍化」に関わる先行研究はなく、大半は社会保障、あるいは社会福祉という個々の専門領域の視座に立ち、福祉国家、あるいは福祉社会²⁵として必要な政策、あるいは利用者の自立支援に必要な援助の充実のための課題を提起するにとどまっている。ましてや、社会保障および社会福祉におけるグローバルな視座に立った平和・福祉国家としての日本再生への言及は皆無である。

周知のように、「社会福祉の普遍化」に関わる先行研究や先進的な事例は石井十次²⁶や留岡幸助²⁷、山室軍平²⁸、糸賀一雄²⁹、賀川豊彦³⁰、片山潜³¹などにみられるが、その大半は社会福祉からの視座に立った実践にとどまり、社会保障の視座にも立ち、平和・福祉国家としての日本を構築するため、「社会福祉の普遍化」への理論と研究を究め、実践したものとはいえない。なぜなら、これらの先駆者の実践は、社会保障および社会福祉が戦後に制定された日本国憲法第25条第2項によって法定化された以前だったとはいえ、いずれも高齢者や障害者、児童などサービスの対象者に対する福祉サービスを中心とした実践、すなわち、処遇論にとどまっておらず、明治初期、すでに制度化されていた恤救規則³²や各種恩給（現軍人恩給、共済年金³³）、また、昭和初期に導入された労働者年金保険（現厚生年金）など、今日の公的扶助や年金保険、医療保険、労働者災害補償保険（労災保険）、雇用保険、介護保険、社会福祉などからなる社会保障に関わる政策論まで言及してはいないからである。

それでも、戦後になると阿部志郎や三浦文夫、大橋謙策らが「社会福祉の普遍化」にアプローチし始めた。このうち、阿部はキリスト教に根ざした社会福祉、とくに地域福祉の理論および実践家で、1957（昭和32）年、横須賀基督教社会館館長を経たのち、神奈川県立保健福祉大学学長を務め、その後、再び同館長に就任し、現代におけるセツルメント

-
- 25 福祉社会とは広義には国民生活の安定と社会福祉の増進を図るため、構成される社会と解されるが、日本の場合、1973（昭和48）年の石油危機を機に、財界からの従来の公共政策による福祉国家に変え、国民の自助と福祉事業への民活導入、地域福祉の推進による「日本型福祉社会論」の提唱が底流にある。その具体的な政策転換が中曽根政権以降、顕著になった新自由主義による社会保障構造改革および社会福祉基礎構造改革である。
- 26 明治期の慈善事業家で、キリスト教信仰に根ざした岡山孤児院を創設するなど、生涯を孤児の救済に当たった。
- 27 社会福祉の先駆者で、かつ感化院（現児童自立支援施設）教育の実践家。北海道家庭学校の創始者でもある。
- 28 宗教家で、公娼廃止や純潔などの国民運動に捧げた。
- 29 社会福祉の実践家で、知的障害児の福祉と教育など日本の障害者福祉を切り拓いた。
- 30 キリスト教社会運動家で、戦前の日本の労働運動や農民運動、生活協同組合運動で重要な役割を担った。
- 31 労働運動家、社会主義者、社会事業家で、アメリカのセツルメント運動に共感し、東京・神田三崎町の自宅を改良し、キリスト教社会事業の拠点として、日本人で最初のセツルメントハウス「キングスレーホール（館）」を設立する一方、労働運動にも力を尽くした。
- 32 明治政府が1874（明治7）年に制定した慈恵的な貧民救済制度。1931（昭和6）年、救護法の制定によって廃止された。もっとも、この救護法は1950（昭和25）年、生活保護法の制定に引き継がれ、今日に至っている。
- 33 正式には各種共済組合（私学教職員共済の場合は共済）の長期給付というべきだが、一般に共済年金と略称し、国民年金や厚生年金などの年金保険と区別している。
なお、これらの年金保険は私的年金の企業年金や個人年金と区別するため、公的年金ともいわれている。

運動というべき地域福祉に従事した。

これに対し、三浦は国や地方自治体の社会福祉政策に関わり、その理論の実践に努めた。このような理論と実践をして「社会福祉政策論³⁴」といわしめたが、その研究の視座は社会福祉における選別主義と普遍主義の論議に関し、従来、「貧困あるいは低所得という経済要件によって、利用者の選別を行ってきた『救貧的』社会福祉から、社会的ニードをもつものは、貧富に関わりなく誰でもが必要な社会福祉サービスを利用できる普遍主義的な社会福祉への転換を意味している」とした³⁵。

また、三浦は、社会福祉は政策論か、それとも処遇（現援助）論かをめぐり、学界で大論争になった「社会事業（福祉）本質論争」³⁶に対し、社会福祉は政策論であるとともに処遇論であり、かつそれは社会福祉経営論であるべきだとし、この不毛ともいえる論争に終止符を打った。もっとも、その後、現代に至っても政策論と処遇論が融合されているとはいいがたく、多くの研究者は処遇論をして社会福祉の研究・教育に従事たらしめており、政策論である社会保障の視座より社会福祉をとらえ切れていない。その象徴的な制度が介護保険で、処遇論では老人福祉としての介護にとどまっており、社会保障の視座から高齢者の介護保障に対し、政策提言している研究者はごく一部しか見当たらない³⁷。

具体的には、たとえば高齢者の介護保障という視座からいうと、老人福祉および介護保障として十二分にとらえきれていない。その結果、多くの社会福祉系大学における教育はソーシャルワーカーの養成教育にとどまっており、社会福祉士や介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（前ホームヘルパー2級）、ケアマネジャー（介護支援専門員）などの養成教育における介護保険への検証はほとんど行われておらず、実質的な職業訓練校に甘んじている。

このような問題は年金保険としての社会保障と老人福祉としての社会福祉、また、公的扶助としての社会保障と生活保護としての社会福祉の乖離^{かいり}なども同様である。その意味で、いずれも社会保障を踏まえた理論の展開と実践とはいいがたく、結果、「社会福祉の普遍化」が実体化されていない。

とりわけ、学問の自治のもと、真理を探究すべき大学教育をかながみれば、リベラルアーツ（教養教育）の充実を軽んじ、学生の就職活動や各種資格の取得に直結した職業教育、すなわち、実学の優先^{ひょうぼう}を標榜してやまない実態は政財界や学生、およびその保護者からの要請もあるとはいえ、最高学府としての存在意義を自ら葬^{ほうむ}るものといわざるを得ない。

このようななか、大橋は社会教育の視座に立ち、地域福祉を推進すべき住民の主体形成のため、福祉教育の普及に努める一方、その要となるコミュニティソーシャルワーカーの養成にも尽力している。とりわけ、従来の社会福祉を地域福祉に普遍化した功績は大きい³⁸。

また、野口定久はアメリカの政治学者、ロバート・D・パットナム（Putnam, Robert D）の「ソーシャルキャピタル論」³⁹に注目し、地域における住民の地縁と市民活動による地

34 三浦本人は「社会福祉経営」としているが、その実像は社会福祉計画論と解される。

35 三浦文夫「社会福祉政策研究の転換」『季刊 社会保障研究』第38巻第4号、1-2、国立社会保障・人口問題研究所、2003年。

36 小川政亮などの政策論と仲村優一などの処遇論^{たいじ}が対峙された学界における論争。

37 二本木、里見賢治、伊藤周平、それに論者の4人がその主な研究者である。

38 大橋謙策『地域福祉の展開と福祉教育』全国社会福祉協議会、1986年。

域再生力の意義を指摘しているが⁴⁰、大橋と同様、“地域福祉の普遍化”の一つとして評価されよう。

一方、岩田正美は社会保障について、『『普遍主義』としての社会保険と『選別主義』としての公的扶助』の組み合わせに社会保障の意味があった」と評価し、かつその研究の視座は「対象レベル、政策レベル、実践レベルのそれぞれでさらに深く追求されなければならない。またこうした『一般化』『普遍化』の傾向が、実際には何をもたらしているか、という評価も今後は特になされなければならない」と提起している⁴¹。

なお、藤田菜々子は経済学の視座より、スウェーデンの経済学者、カール・グンナー・ミュルダール(Karl Gunnar Myrdal)が個々の国における平和・福祉国家を乗り越え、先進国の国際貢献活動と途上国の自助により、すべての国が一丸となって「福祉世界」をめざすことの必要性を説く福祉世界論⁴²に注目している。もっとも、そのためには社会民主主義政党の主張や社会民主主義的アプローチの考え方と必ずしも一致しないと解しているが⁴³、戦後一貫しての対米従属および官僚主導、大企業の利益誘導型の集権型行財政システムでは平和・福祉国家としての日本再生をめざすうえで困難であることは明白で、このような政治の墮落をどのように改善すべきかが喫緊の課題である。

(3) 「社会福祉の普遍化」のための視座

第三は、このような平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」を図るための視座として、論者は文化化、情報化、総合化、地域化、国際化の五つを提起している（別図3）。

具体的には、文化化とは、社会福祉に関わるさまざまな問題や課題の解決にあたり、個々の国民や企業など民間事業者が地域における社会資源としての福祉参加・活動やフィランソロピー（社会貢献活動）を通じ、行政と協働していくことである。すなわち、21世紀の人口減少高齢社会に向け、国民自身も従来のように政府や地方自治体に対し、「してもらふ福祉」、あるいは「させる福祉」を主張したり、要求したりするだけでなく、社会資源として自立するとともに連帯し、「参加する福祉」、あるいは「協力する福祉」に努めることが必要である。

また、完全週休2日制の普及など大型余暇時代の折、現役世代も今後、福祉文化の実践として個々の趣味や特技、技術、知識を生かして社会参加し、地域におけるさまざまな問題や課題の解決のため、“投資”することが望まれる。

第二の情報化は、官民を問わず、地域の関係施設や企業など民間事業者がそれぞれの立

39 Coleman, James (1988). "Social Capital in the Creation of Human Capital". *American Journal of Sociology* (The University of Chicago Press). 94 Supplement: S95-0. Unknown parameter `|authorlink = ignored (help)` 野沢慎司「第6章 人的資本の形成における社会関係資本…ジェームズ・S・コールマン」『リーディングス ネットワーク論—家族・コミュニティ・社会関係資本』金光淳訳、勁草書房、2006年。

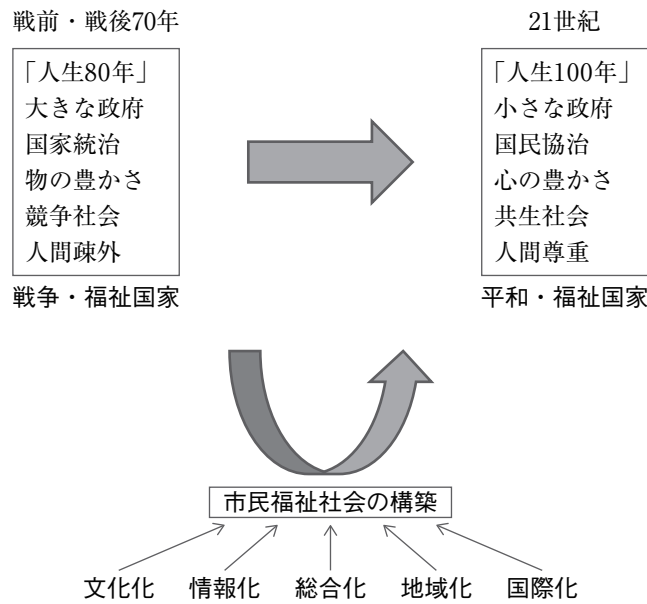
40 野口定久『地域福祉論』全国社会福祉協議会、2008年。

41 岩田正美「社会福祉と『居住の不安定』—東京における社会福祉の『一般化』の進展と居住の不安定—」首都大学東京人文学報『社会福祉学』Vol.8、19-59頁、1992年。

42 Myrdal, G (1960), *Beyond the Welfare State*, Gerald Duckworth. 1960. 北川一雄監訳『福祉国家を越えて』ダイヤモンド社、1970年。

43 藤田奈々子『ミュルダールの経済学—福祉国家から福祉世界へ—』NTT出版、2012年。

別図3 21世紀の新たな社会福祉の視座



出典：前出『社会福祉普遍化への視座』4頁を改変。

場で社会福祉に関わる情報を交換、共有し、活用することによって利用者やその家族の福祉ニーズを充足し、かつ充実する一方、人間の尊厳のもと、福祉コミュニティを地域全体で構築していくことである。そのためには関係施設や企業など民間事業者が役割分担や機能連携によって地域福祉としてシステム化すべく、住民参加にもとづく公私協働によって共生していくことが必要である。

とりわけ、国や地方自治体は近年、情報公開の制度化が政策課題の一つになっているため、その社会的使命には大きなものがあるが、その場合、個人のプライバシーや関係施設や企業など民間事業者の利益の擁護に配慮したデータの管理に努める。また、万一の場合の事故責任の所在の明確化やコストの軽減、私人の権利と公共の福祉の調和が求められることはいうまでもない。

第三の総合化は、社会福祉に関わる施策の総合化を図ることである。なぜなら、社会福祉はノーマライゼーションの理念にもとづくインテグレーション、すなわち、保健、医療、福祉、とりわけ、介護をはじめ、年金や雇用、住宅、生活環境、教育、税制など社会福祉全般にわたる総合的な施策の連携が必要だからである。そのためには個々の利用者の福祉ニーズに対し、従来の“縦割り”行政を“横割り”に是正し、かつサービスの継続性や関連性を重視してネットワーク化し、ソーシャルインクルージョンをめざすことである。それはまた、日本国憲法で定めている国民の基本的な権利の享有、個人の尊重と幸福の追求権⁴⁴、および法の下での平等⁴⁵を保障するものでもある。

第四の地域化は、社会福祉を實踐していくうえで地域特性を重視することである。すなわち、一口に地域といっても気候風土や歴史、文化、人口動態、社会・経済状況、利用者

44 第13条「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

45 第14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」

の福祉ニーズ、社会資源、地方自治体の財政力指数などの面で相違するため、これらの特性を踏まえ、社会福祉に必要な施策や事業・活動を展開しなければならない。

たとえば、基礎自治体である市町村だが、「平成の大合併」によって大幅に縮減されたとはいうものの、全国に約 1700 ある。しかも、このなかには東京特別区の 23 区や政令指定都市、中核市などのように人口 50 万人以上を数え、新たなコミュニティの形成が困難である地域もあれば、農山村や離島などを抱えた中山間地域ではすでに高齢化率が 30～50%に達しているものの、旧来の家制度や住民による自助や互助が持続しているところもある。いずれにせよ、市町村を中心とした社会福祉を推進していくためにはこのような地域特性を重視し、住民参加にもとづく公私協働により、地域福祉として推進していくことが望まれる。

そして、最後に第五の国際化は、日本のみ平和・福祉国家として国を再生すべく、「社会福祉の普遍化」を図るだけでなく、その意義を国際社会にも発信し、「福祉世界」の構築のため、国際貢献することである。

周知のように、世界の総人口の約 4 分の 3 は中国やインド、ブラジルをはじめとするアジアや中南米などの新興国や途上国に集中している。しかも、これらの国では人口の急増や大都市圏への人口の集中、所得格差の是正などに対応すべく、農業の近代化や工業化、さらには教育や環境衛生、保健・医療サービスの普及・改善などが緊急の課題となっている。それだけに、日本の高度な保健・医療・福祉などの技術や知識、各種機器の輸出、および国際貢献に対する新興国や途上国の期待はますます高まっている。

そこで、このようなグローバルなニーズにこたえていくことは日本など先進国が果たすべき役割であり、また、国際的な使命でもある。このため、日本は今後も欧米の先進国だけでなく、中国やインド、ブラジルなどの新興国はもとより、東南アジアや南米、アフリカなどの途上国に対し、関係者と意見交換したりして研究を続け、21 世紀における「福祉世界」の構築に国際貢献することが重要である。

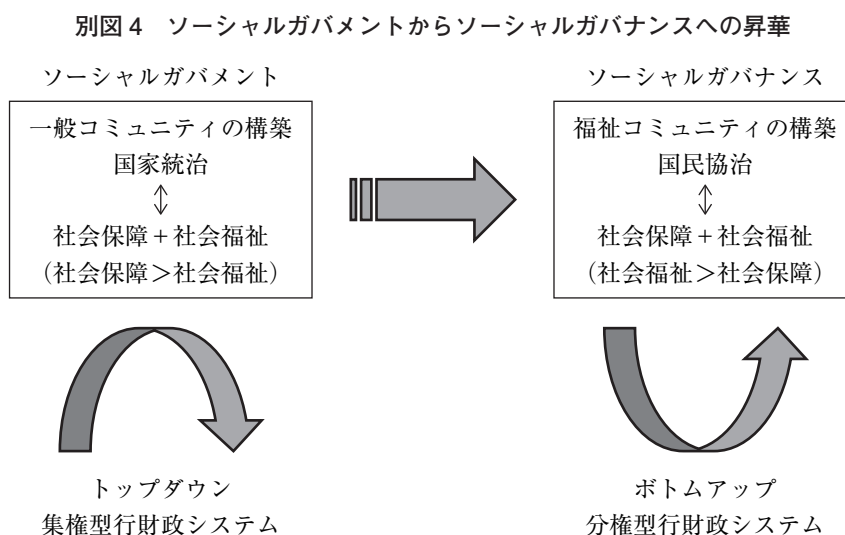
いずれにしても、このような文化化、情報化、総合化、地域化、国際化の五つの視座は国家統治としての福祉国家から国民協治としての福祉社会、さらには市民福祉社会へ、そして、それは戦後 70 年までの戦争国家から福祉国家、さらには平和・福祉国家としての日本再生、また、国際社会における「福祉世界」化をめざすうえで必要不可欠な視座である。

したがって、今後、国をあげ、北欧などの福祉国家を参考に、戦後 70 年続いている対米従属で、かつ官僚主導であり、自民党の事実上の一党独裁による利益誘導型の集権型行財政システムを分権型行財政システムに転換し、国民の基本的な人権の尊重、国民主権、平和主義からなる日本国憲法の三原則を踏まえた平和・福祉国家としての日本再生、さらには「福祉世界」をめざすべく、「社会福祉の普遍化」のために必要な理論と実践の方法を究め、研究実践することが重要である。すなわち、21 世紀を「アジアの世紀」としてとらえ、中国脅威論を必要以上に強調したアメリカ従属および政官財癒着の利益誘導型の政治を改め、ヨーロッパ諸国が EU（欧州連合）を結成し、アメリカと対等平等のアイデンティティーを遂げたように、日本は中国やロシア、韓国とともにアジアにおけるリーダーとなり、台湾や北朝鮮、ASEAN（東南アジア諸国連合）などと“AU（アジア連合）”の結成のためのイニシアチブをとり、スイスのようにいずれの国との軍事同盟や政治・経済的連合にも組みせず、高度な外交手腕により、国際社会に対して「永世中立」を宣言し、専守防衛と

人道援助を前面に押し出し、“アジアのスイス”をめざすべきである。

(4) 市民活動としてのソーシャルガバナンス

第四は、そのための研究実践として単なる一般コミュニティの構築のため、国家統治としてのソーシャルガバナンスから国民協治としてのソーシャルガバナンスへの昇華が必要である（別図4）。



出典：拙編著『シリーズ・21世紀の社会福祉 ⑦地域福祉論』ミネルヴァ書房、15頁、前出『地域福祉とソーシャルガバナンス』32頁を改変。

具体的には、社会福祉を社会保障の上位概念とし、社会福祉の地域福祉化を図る一方、社会保障は国レベル、社会福祉は都道府県および市町村レベルに権限を移譲し、地方分権化を図る。すなわち、国からのトップダウンによる分権型行財政システムを都道府県および市町村のボトムアップによる分権型行財政システムに転換することである。

この場合、たとえば年金保険や医療保険などの社会保障は国、社会福祉は市町村の所管とし、都道府県は北海道州、東北州、北関東州、東京直轄州、東海州、北陸州、近畿州、中国州、四国州、九州・沖縄州などとし、連邦政府と市町村を広域に調整する洲政府に再編する⁴⁶。

(5) 論者の研究実践

そして、最後に第五は、平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」のための論者の研究実践である。

その第一として、論者は社会保障および社会福祉の概念を整理し、これまで社会保障が社会福祉の上位概念とした通説を改め、社会福祉こそ社会保障の上位概念と見直したうえ、新たな社会福祉の領域を設定し、集権型行財政システムから分権型行財政システムに転換し、「社会福祉の普遍化」を図ることである。

46 拙著『介護保険再点検』ミネルヴァ書房、2014年、拙著『スイスにはなぜ「限界集落」がないのか』農文協、2016年近刊。

具体的には、高齢者や障害者、児童、貧困者、低所得者などというように福祉サービスの対象者ごとにとらえた従来の社会福祉を地域社会の福祉課題としてとらえ直し、その解決に当たるべく、地域福祉をはじめ、それ以外の、たとえば企業など民間事業者によるシルバーサービスなどの福祉産業、さらには企業内福祉および労働者福祉（旧福利厚生）としての産業福祉、住宅および生活環境政策に社会福祉を融合した住環境福祉、情報福祉、司法福祉、家庭や学校、地域、職域における教育福祉、さらには上述した観光福祉や災害福祉などをその他福祉、そして、国連を中心にした国際平和や国際協調を推進したり、各国の社会保障および社会福祉事情を比較し、研究したりして国際貢献する国際社会福祉を狭義の社会福祉としてとらえ、これらの社会福祉を社会保障の上位概念としてとらえる（別図5）。

別図5 21世紀の社会保障と社会福祉

戦後70年		21世紀	
社会保障 > 社会福祉		社会福祉 > 社会保障	
社会 保 障	社会保険（年金、医療、労災、雇用、介護） 公的扶助（生活保護） 社会福祉（高齢者、障害者、児童等） 公衆衛生・医療 老人保健・医療（高齢者医療制度） 戦争犠牲者援護 住宅対策 雇用対策	社会 保 障	社会保険（年金、医療、労災、雇用、介護） 公的扶助（生活保護） 公衆衛生・医療 老人保健・医療（高齢者医療制度） 恩給 戦争犠牲者援護 住宅対策 雇用対策 環境対策 災害対策
			社会 福 祉 ・ 狭 義

出典：前出『社会福祉普遍化への視座』24頁、2004年を修正。

もとより、そのためには国内的には集権型行財政システムから分権型行財政システムに転換すべく、右田紀久恵が指摘するように社会福祉は基本的に自治型地域福祉⁴⁷に徹することが必要である。なぜなら、日本は戦後の混乱期、GHQの指導を踏まえ、日本国憲法第92条⁴⁸により地方自治体は地方自治の本旨にもとづき、地方自治に努めるべきであることを定め、1947（昭和22）年、地方自治法が制定されたからでもある。その意味で、今、国民に求められているのは国政および地方行政、さらには地域福祉への自主的、自発的な参加・参画による「社会福祉の普遍化」が何よりも求められているのである。

そこで、論者の研究実践の第二として、1998（平成10）年から2013（平成25）年まで計17年かけ、全21巻からなる『シリーズ・21世紀の社会福祉』を完結させた。また、この間の2004（平成16）年、『社会福祉普遍化への視座』を上梓し、平和と人権の重要性を明らかにするとともに、政策論としての政策科学と処遇論としての実践科学からなる

47 右田紀久恵『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房、2005年を参照。なお、論者は右田から『地域福祉原論』を上梓するよう、助言を受けているが、いまだにその期待に応え切れておらず、今後の課題としたい。

48 「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律で定める」

統合科学を人間科学へとオーソライズし、学問的な位置づけを行った⁴⁹。

その第三として、これまでの北欧など各国の海外調査を踏まえ、この10年前から毎年、スイスで定点観測し、同国の連邦政府、州政府、ゲマインデ（基礎自治体）により農業政策から観光、環境、交通、経済、福祉、防災、脱原発に転換したエネルギー、国防、さらには市民の協同組合運動や企業の社会貢献活動など、官民あげての重層的な分権型行財政システムにより、EU（ヨーロッパ連合）に加盟せず、国連欧州本部をはじめ、多数の国連機関を誘致し、武装しながらも専守防衛と人道援助に徹した「永世中立」を国際社会に宣言し、独自の平和外交を展開しており、「限界集落」もないダイナミズムを発揮している現状を紹介した⁵⁰。また、約230年前、長野、群馬両県にまたがる浅間山の「天明の大噴火」被災地の復旧・復興が当時の生存者の自助、近隣の名主の互助、藩および幕府の公助、そして、明治から大正、昭和にかけ、市町村合併して日本一の高原キャベツ村、および大手私鉄グループによる観光開発など、いわば共助により、近隣の軽井沢や草津温泉にまさるとも劣らぬ観光地として新たな地場産業による雇用創出で再生し、現代の農山村の地域再生、さらには防災対策のあり方を示唆していることを提起した⁵¹。

さらに、その第四として、シニア社会学会では理事および運営委員会委員長を務め、毎年6月、都内で開催する全国大会や学会の機関誌への寄稿を通じ、平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」を図るため、シニア世代はどのように市民活動に関わるべきか、研究の成果を披露している。また、政策的には独立行政法人福祉医療機構（WAM）をはじめ、内閣府所管の一般財団法人地域活性化センターおよび各地方自治体や社会福祉協議会、また、民間団体では日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会、一般社団法人シルバーサービス振興会などの事業に関わり、研究実践に努めている。

最後に第五として、2007（平成19）年、東京都武蔵野市のマンションの自室の1階に福祉デザイン研究所および地域サロン「ぶらっと」を設置し、地元での研究実践に努めている。このうち、前者は首都圏の研究者とともに「平成の大合併」に伴う全国の合併市町村における地域福祉への影響の有無を調べる研究⁵²をはじめ、財政破綻した北海道夕張市のその後の現状と当面の課題の提起のための現地調査⁵³、また、財政再建団体から脱皮したものの、「平成の大合併」によって再び財政破綻の危機にある福岡県福智町、全国一少子高齢化で、かつ「限界集落」を多数抱える群馬県南牧村⁵⁴、さらに、全国の80歳代の高齢者を対象に持続的な生きがいと社会的対応をテーマに調査した⁵⁵。群馬県南牧村の調査は独立行政法人福祉医療機構、「80歳代高齢者の持続的な生きがいと社会的対応」の調査は公益財団法人みずほ教育福祉財団から研究助成を受けた事業だが、その成果は報告書

49 前出『社会福祉普遍化への視座』。

50 前出『スイスにはなぜ「限界集落」がないのか』

51 拙稿『浅間山大噴火被災地再生に対する社会保障および社会福祉的考察』武蔵野大学人間科学研究所年報第4号、2015年。

52 拙編著『市町村合併と地域福祉』ミネルヴァ書房、2007年、拙稿「市町村合併と地域福祉」『月刊地方自治職員研修』臨時増刊No.88、195-206、2008年。

53 前出『地域福祉の原点を探る』。

54 福祉デザイン研究所『限界集落・自治体の地域コミュニティ再生事業調査報告書（平成22年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業、2010年、2013年6月7日付「読売新聞」）。

55 福祉デザイン研究所「80歳代高齢者の持続的な生きがいと社会的対応」報告書（平成25～27年度公益財団法人みずほ教育福祉財団研究助成事業）2016年。

だけでなく、日本社会福祉学会⁵⁶や日本地域福祉学会、シニア社会学会などで報告している。

これに対し、後者は毎週土・日曜日、年金や医療、介護、遺言、相続、成年後見など論者の専門領域である社会保障のささやかな知見、および行政書士の有資格を生かし、かつ市内の高齢者などの居場所として提供し、論者の地域デビューの場としているが⁵⁷、2016（平成28）年度以降、さらにヒートアップさせたい。

具体的には、身近なところでは本宅のある西東京市向台町をベースに、近隣の病院や老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームなどと連携し、住み慣れた地域で看取りも可能な地域包括ケアシステムの強化のための研究実践、また、前出『スイスにはなぜ「限界集落」がないのか』と関連させ、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会と出版社とのコラボレーションにより、東京都下の農山村で地域おこしなども企画し、平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」を図る研究実践を続けていくつもりである。

このほか、世界有数の火山国であり、かつ地震大国の日本の現状をかんがみ、防災福祉大国・日本のありよう、および日本における社会保障再生についても研究を重ねていきたい。

6. 残された課題

とはいうものの、浅学菲才の論者が平和・福祉国家としての日本再生をすべく、「社会福祉の普遍化」を図るといふ壮大な研究テーマを掲げたこと自体、きわめて難題であることは否めないが、それを承知で、今後もこの研究に没頭したい気持ちに変わりはない。

このような折、本年3月、武蔵野大学を無事、定年退職するにあたり、この「社会福祉の普遍化」について序説という形で本年報に寄稿し、最終稿とさせていただくが、上述したように、本研究実践はまだまだ道半ばである。このため、今後、「永世中立国」で専守防衛と人道援助に徹しているスイスはもとより、隣国のオーストリアにも足を伸ばし、核武装なき平和外交をどのように推進しているのか、その最新の事情を調査し、“世界の警察”であり、原発大国のアメリカに従属した日本の外交が中国やロシア、北朝鮮に対峙せず、等距離外交に転換し、平和・福祉国家としての日本再生のため、「社会福祉の普遍化」をどのように図れば「国際社会において名誉ある地位を占め」ることができるのか、が残された課題である。

幸か不幸か、研究・教育の場はもうしばらく与えられそうだが、残された本課題をクリアできるよう、今後も精進したい。

56 たとえば共同研究者である荒井浩道・小野篤司「日本一高齢化の群馬県南牧村における限界集落再生への方途—全世帯を対象としたアンケート調査結果等から」『日本地域福祉学会 第25回大会報告要旨集』2011年、荒井浩道・川村匡由・島津淳・豊田保・小野篤司・石川陽一『「限界集落」における住民生活と『幸福度』に関する実証的研究—南牧村の住民を対象としたアンケート調査とインタビュー調査の分析を通して』『日本地域福祉学会第25回大会報告要旨集』2011年など。

57 前出『団塊世代の地域デビュー』、2014年2月2日付「朝日新聞」。

7. 謝辞

論者が本学に転任する以前、当時の武蔵野女子大学は文学部日本文学科、英米文学科、人間関係学科だけしかなかった。

しかし、少子高齢化の進行に伴い、社会福祉に関わるソーシャルワーカーの養成・確保という社会的要請を受け、1998（平成10）年、二つ目の学部として現代社会学部が設置され、その学科の一つとして社会福祉学科の併設に伴い、本学に奉職することになった。当時、まだ51歳という若輩者だったにもかかわらず、初代の学科長を拝命した。以来、日々の教学のほか、東京都知事認可のホームヘルパー2級（現介護職員初任者研修修了者）養成研修講座を開講した。

また、その2年後、学内社会福祉学会を発足したほか、大学院の人間社会・文化研究科（現人間科学研究科）に福祉マネジメント専攻（同実践福祉学専攻）の修士課程を設置した。このほか、本学で日本地域福祉学会全国大会も開催した。その後、薬学部や看護学部などが設置され、男女共学の武蔵野大学と改称、発展を遂げているが、この間、志半ばで各3人の同僚と学生・院生が倒られたことは痛恨のきわみである。改めて深く哀悼の意を表したい。

ともあれ、論者がこの18年間、本学で何とかお役目を果たすことができたのは多くの教職員のご厚情とご指導の賜物である。本学のますますのご発展と教職員一同のご健勝を祈願し、小論を閉じさせていただきたい。

*参考文献

1. Myrdal, A. and Myrdal, G. *Kris I Befolkningsfrågan*, Stockholm. 1934.
2. Myrdal, G. *An International Economy: Problems and Prospects*, Harper and Row. 1956.
3. 藤田奈々子『ミュルダール経済学—福祉国家から福祉世界へ』NTT出版、2010年。
4. Myrdal, G—*Beyond the Welfare State*, Gerald Duckworth.1960. 北川一雄監訳『福祉国家を越えて』ダイヤモンド社、1970年。
5. Robson, R. A. *Welfare State and Welfare Society*, George Allen & Unwin. 1976. 辻清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1980年。
6. R.RoseR.Shiratori, eds, *Welfare State: East West*, Oxford University, Press, 1980.
7. 小川政亮編著『人権としての社会保障原則』ミネルヴァ書房、1991年。
8. 坂本重雄『社会保障と人権（現代法選書②⑩）』勁草書房、1987年。
9. 河野正輝『社会福祉の権利構造』有斐閣、1997年。
10. 国際連合ホームページ <http://www.unic.or.jp/>
11. 川村匡由のホームページ <http://www.geocities.jp/kawamura0515/>